

編修専門部会 運営要綱

(役割)

第1条 編修専門部会は電気学会誌の担当記事の編修・企画の具体的審議・選定を行う。

(審議事項)

第2条 編修専門部会の審議事項は、次の各項とする。

- (1) 電気学会誌の編修・企画，掲載題目，執筆内容および執筆者の選定，閲読。
- (2) 電気学会誌に掲載するインタビュー，取材・座談会などのテーマ，内容および参加者の選定。
- (3) 電気学会誌の表紙，広告，巻頭言，随想などに関する企画・検討。
- (4) 電気学会誌への寄稿・投稿記事の採択の可否。
- (5) 電気学会誌編修のスケジュール，進捗状況の把握。
- (6) その他，電気学会誌編修に関する具体的事項。
- (7) 上記各項の審議の結果は，編修委員会へ報告するものとする。

(担当区分)

第3条 編修専門部会の種類と任務は次による。

- (1) 編修専門第1部会 特集，解説など。
- (2) 編修専門第2部会 インタビュー，取材・探索記事，座談会など。
- (3) 編修専門第3部会 支部のページ。
- (4) 編修専門第4部会 学生向け記事。
- (5) 編修専門第5部会 表紙，広告，巻頭言，随想，追悼文など。

(構成)

第4条 各編修専門部会の構成は次による。

- (1) 編修専門第1，2，4部会
 - 主 査 (1名) 編修委員会の選定による。
 - 副主査 (1～2名) 必要に応じて主査が指名する。
 - 委 員 (若干名) 主査が選定した者および編修幹事グループ。
- (2) 編修専門第3部会
 - 主 査 (1名) 各支部から選出された委員の中から，編修委員会が選定する。
 - 副主査 (1名) 必要に応じて主査が指名する。
 - 委 員 (若干名) 各支部の役員から1名選出願う。ただし，東京支部の場合は4名。
- (3) 編修専門第5部会
 - 主 査 (1名) 編修幹事グループのメンバー中から，編修委員会が選定する。
 - 委 員 (若干名) 編修幹事グループのメンバー。

なお，各編修専門部会では主査の判断により，特別編集業務のためエディタなどを選定して活用できるものとする。

(任期)

第5条 編修専門部会の主査，副主査，委員等の任期は，次による。

- 主 査 2年とし，原則として再任されないものとする。また，任期は委員・副主査の任期から通算しない。

副主査 2年とし、原則として再任されないものとする。また、任期は委員の任期から通算しない。

委員 原則として3年とし、毎年3月末に1/3ずつを改選する。また、原則として同一人は再任されないものとする。

なお、第3部会の主査、副主査、委員などは、各支部の役員改選に伴って交代する。

(招集)

第6条 各編修専門部会の招集は次による。

(1) 編修専門第1, 2, 4部会

編修専門部会の開催は、原則として2か月に1回とする。

(2) 編修専門第3部会

総会後に年度最初の委員会を開催し、その後は1～2回/年の割合で開催する。

(3) 編修専門部会の主査が招集し、事務局が関係者に通知する。

(事務)

第7条 事務局は電気学会編修出版課とする。

2. 事務局は資料の準備等、編修専門部会に必要な準備を行う。

3. 議事録は事務局が作成し、次の委員会で確認の後、別に定める期間、保管する。

(付則)

1. 本運営要綱は平成8年3月25日、編修会議において承認制定。
2. 本運営要綱は平成8年3月25日より施行する。
3. 本運営要綱は平成9年10月1日、理事会において一部改正。
4. 本運営要綱は平成12年4月12日、編修会議において改正。
5. 本運営要綱は平成12年4月12日より施行する。
6. 本運営要綱は平成24年4月13日、編修会議において一部改正。
7. 本運営要綱は平成24年4月13日より施行する。
8. 本運営要綱は令和7年2月3日、編修会議において一部改正。
9. 本運営要綱は令和7年2月3日より施行する。